



## Vol.102

弁護士 向井 蘭  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★労働組合の信用毀損行為に対する損害賠償請求について

#### 1. 事案

本号では、労働組合の信用毀損行為に対する損害賠償請求事件（富士美術印刷事件 東京地裁平成28年2月10日判決）を御紹介致します。

原告企業（富士美術印刷）は、フジ製版の33%の株式を保有していたところ、フジ製版が破産をしたことで、フジ製版の従業員が所属する労働組合が一年半にわたり、「フジ製版は計画的偽装倒産である」「フジビグループ、A一族の組合つぶし偽装倒産を許すな!」「私腹を肥やし、労働者の賃金、退職金を踏み倒して逃亡した人でなし、A一族を許すな!」「億万長者の社長が給料、退職金を踏み倒すな!」などと記載したビラを社内・社外で配り、横断幕を設置し、取引先や金融機関に要請書の送付などを行いました。

その結果、いくつかの取引先が取引を停止し、原告企業は損害を被りました。原告企業は信用毀損行為に対する損害賠償請求を提起し、裁判所は原告の請求を一部認めました（350万円の損害を認定）。労働組合の信用毀損行為に関する損害賠償請求を認めた事例はとても珍

しく、実務上参考になると思います。

#### 2. なぜ労働組合は信用毀損行為を行うのか?

激しい労働紛争の場合、労働組合が取引先や金融機関に押しかけて「○会社による違法行為を辞めるよう指導して欲しい」などの書面を送付することがあります。これらの行為により取引先が、「あまりかわりたくない」「このようなコンプライアンスを無視する企業とは付き合いたくない」と判断し、実際に取引を打ち切ることがあります。

企業によっては主要な取引先から契約を打ち切られることが死活問題になることがあり、経営者は神経をすり減らしながら労働組合対応をすることがあります。

なぜ、労働組合はこのような活動を行うのでしょうか?

実は様々なケースがあり、単純に怒りに任せて行動しているわけではなく、目的があります。

例えば、法的には権利を主張できない（例えば経営者を会社から排除したい等）もしくは権利が保護されない場合（例えば訴訟では敗訴してしまう案件等）は訴訟を提起しても

意味がありません。

このような場合、名誉毀損・信用毀損行為などの実力行使に訴えることで、法的には実現できない要求を通そうとすることがあります。

本件は、原告企業が株式の33%を保有する企業の破産案件です。破産対象となっている企業の従業員は破産手続きに従って処遇されることになり、通常は解雇も有効になり、退職金も全額支払われることも稀です。

すなわち、破産手続きに従えば労働者は一種の優先債権者としてしか扱われないことになり、原則として会社に残っている資産でしか支払いを受けられず、退職金債権といえども満額支払いを受けられるとは限りません。株主は有限責任の為、出資分の金額しか責任を負いません。気の毒ですが、日本の法制度からすると、やむを得ないのです。そうすると労働組合は法的手続きの枠外で実力行使により解決することを目指すことになることがあります。

もっとも、このような名誉毀損・信用毀損行為であっても、憲法・労働組合法が労働組合の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障していることから、目的・態様・内容の真実性、影響等を鑑みて、正当な組合活動として社会通念上許容される範

囲のものであると判断される場合は違法性が阻却されます。労働組合の名誉毀損・信用毀損行為に訴訟を提起して敗訴すれば、却って労働組合の名誉毀損・信用毀損行為に御墨付きを与えてしまいます。

そのため、多くの企業は我慢をして労働組合の名誉毀損・信用毀損行為に耐えております。

### 3. 本件判決のポイント

#### (1) 違法性阻却事由を厳格に判断し、違法性を阻却しないと判断したこと

労働組合が企業の名誉毀損・信用毀損行為を行うことはよくあることです。しかもその内容が真実でないことも多いです。

しかし、名誉毀損では「その内容が真実ではなくとも真実であると信じるに足りる相当な理由」があれば違法性は阻却されるとされています。ここが一番のポイントで、事実ではないことを色々情報発信して名誉や信用を毀損しても「いや、あれは当時は真実であると信じるに足りる事情があったのだ」と言われ、それなりの証拠があれば違法性が阻却されることがありました。

例えば、エーアイジー・スター生命事件（東京地裁平成17年3月28日判決）では、労働組合が、会社を批判するピラ（期間雇用従業員を

「使い捨て」「ポイ捨て」、「大きな安心を届ける」という宣伝文句を言う資格がない」)を配布し、また、同内容を組合のホームページに掲載した点が違法行為に当たるかが争われましたが、裁判所はビラの摘示する事実は真実と信じるに相当な理由があり、表現も雇止めの不当性を明らかにしたものであると言え、真実だと断定できないものの、組合としては少なくとも真実と信じる相当な理由があると判断し、違法性は認められませんでした。

本件判決では冷静に事案を分析し、富士美術印刷以外からの売上も減少していたこと、富士美術印刷からの値引き要求は限定的なものであったという理由から、偽装破産ではなく、真実であると信じるに足りる相当な理由はないと判断しました。

企業から見れば当たり前の判断ですが、このような判断がなかなかなく、先例としてとても参考になります。

## (2) 取引停止との因果関係を不要としたこと

このような損害賠償請求の事案で私どもが困るのは、損害の認定です。取引先が「違法行為を行っている企業とは付き合えない」などと言うことはまずなく(少なくとも書面

で通知することはありません)、取引を打ち切る時は黙って打ち切ります。そうなると取引先の取引の打ち切りが労働組合の名誉毀損・信用毀損行為によるものであるのか因果関係の立証が非常に困難となります。

ところが、本件判決は労働組合の名誉毀損・信用毀損行為との因果関係は立証できていないとしながら、概括的に信用毀損行為により350万円の損害を被っていると認定したのです。

因果関係の立証が緩やかになれば損害賠償請求が認められやすくなり、実務上意義がある判断です。

労働組合活動はもちろん保障すべきですが、事実を反し、かつ企業の経営に重大な影響を与える名誉毀損・信用毀損行為を延々と行う労働組合活動については一定の歯止めをかける必要があると思います。

お気軽にご相談下さい

(10:00~17:00)

狩野・岡・向井法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982